

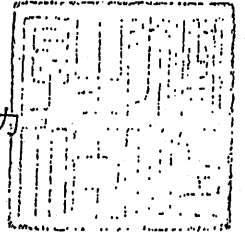
7月1日に厚生労働省より意見の聴取要請のあった、農薬の
食品中の残留基準を設定又は改正することについて

(関係資料)

厚生労働省発食安第 0701012 号
平成 15 年 7 月 1 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



諮 問 書

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定又は改正すること

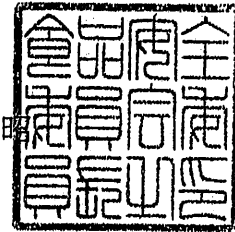
EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テプラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド



府食第119号
平成15年9月18日

厚生労働大臣
坂口 力 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



厚生労働省発食安第0701012号に係る食品健康影響評価の結果の
通知について

厚生労働省発食安第0701012号（平成15年7月1日付）で貴省より当
委員会に対し意見を求められた食品健康影響評価の結果は下記のとおりです
ので通知します。

記

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会におい
て行われた農薬の一日摂取許容量（ADI）を別紙のとおり設定するとの評価の
結果は、当委員会として妥当と考える。

(別紙)

農薬名	ADI
E P N	0.0014mg/kg 体重/日
エチクロゼート	0.17mg/kg 体重/日
オキサジクロメホン	0.0090mg/kg 体重/日
クロルピリホス	0.01mg/kg 体重/日
ジクロシメット	0.005mg/kg 体重/日
テプラロキシジム	0.05mg/kg 体重/日
トリネキサパックエチル	0.0059mg/kg 体重/日
ファモキサドン	0.012mg/kg 体重/日
フェノキサニル	0.0069mg/kg 体重/日
フェノキサプロップエチル	0.0028mg/kg 体重/日
フェントラザミド	0.0052mg/kg 体重/日
フェンピロキシメート	0.0097mg/kg 体重/日
フルアジナム	0.01mg/kg 体重/日
フルミオキサジン	0.018mg/kg 体重/日
マレイン酸ヒドラジド	0.25mg/kg 体重/日